

第 7 期

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

進捗状況

タイトル： (1) 在宅医療・介護連携の推進

第7期における具体的な取組

ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

- ・ 各区の『在宅医療・介護連携推進会議』において、区役所が主体となって医療・介護関係者と協議し、課題整理・対応策の検討を行います。

イ 多職種連携の推進

- ・ 多職種でのグループワークや医療側への介護の研修と介護側への医療の研修等により、在宅医療・介護連携の推進という同じ目的を共有するなど、多職種連携を図ります。

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

- ・ 各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療と介護関係者からの相談を受け、地域包括支援センターでの「地域ケア会議」等区内の会議に参画し、情報収集・共有を行います。
- ・ 各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療と介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう情報共有ツール等について検討します。
- ・ 各区の「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築を進めます。

エ 在宅医療への理解促進

- ・ 区の広報紙や回覧、老人会などの地域での集まり等を活用し、地域住民の理解の促進を図ります。

進捗状況

ア 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

- ・ 各区役所において、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有したうえで、課題の抽出と対応策の検討をしています。

(平成30年度実績 18区/24区)

イ 多職種連携の推進

- ・ 各区役所において、地域の医療・介護関係者を対象とした研修会等を開催し、多職種の連携を図っています。(平成30年度実績 23区/24区)
- ・ 大阪市では、医療・介護関係者の区域を超えた顔の見える関係づくりを推進するため、市内基本保健医療圏ごとに多職種研修会を開催し、広域連携を図っています。

ウ 切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

- ・ 区内の医療・介護関係者が参画する地域ケア会議に「在宅医療・介護連携相談支援室」コーディネーターが参画し、積極的な情報収集・情報の共有を行っています。

(平成30年度実績 22区/24区)

- ・「在宅医療・介護連携相談支援室」において、医療・介護関係者間で速やかな情報共有ができるよう、地域で充実又は作成するべき情報共有ツールについて検討しています。

(平成 30 年度実績 15 区/24 区)

- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築については、各区「在宅医療・介護連携相談支援室」において、区民が必要とする切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズやあり方を検討し、具体化を進めています。(平成 30 年度実績 22 区/24 区)

エ 在宅医療への理解促進

- ・各区役所において、地域住民に対する講演会等の開催、区広報紙・ホームページを活用する等、在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組んでいます。

(平成 30 年度実績 19 区/24 区)

進捗状況に対する評価と課題

- ・在宅医療・介護連携の推進については、医療・介護を取りまく環境が各区において様々であるため、各区の特徴をふまえながら取組みを進める必要があります。
- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、地区医師会等と連携しながら、より一層区役所と在宅医療・介護連携相談支援室が一体となって取り組むとともに、今後、適切な評価指標を活用し、PDCAサイクルを意識した事業実施が重要と考えます。

タイトル：(2) 地域包括支援センターの運営の充実

第7期における具体的な取組

・ 地域包括支援センターの資質の向上

地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた支援・指導を地域包括支援センターに対して行うことを通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。

・ 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進

地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組みます。

・ 地域への周知・広報など

地域包括支援センターの機能や役割を理解してもらえるよう、地域への周知・広報並びに事業の内容及び運営状況に関する情報の公表に努めるとともに、日ごろの地域での活動を通じて周知を図り、認知度の向上に努めます。

進捗状況

- 本市では、平成18年度に地域包括支援センターを設置し、平成21年度より段階的に増設しており、平成29年度においては66か所体制で高齢者の方の支援にあたっています。
- 地域包括支援センターの運営にかかる行政との役割分担と連携の強化やセンター間の役割分担や連携強化については、地域包括支援センター運営協議会の場で検討を行っています。
- また、専門機関としての質的向上を図るため、これまでの基本基準に加え、平成24年度より、本市として重点的に取り組みを進める事業として応用評価基準を設け、評価を行っています。なお、評価結果については職能団体や学識経験者等を委員として構成される各区及び市の地域包括支援センター運営協議会で審議・承認され、次年度以降の各地域包括支援センターの運営計画に反映しています。加えて、地域包括支援センター業務に従事する職員に対し、階層別研修等を実施しています。
- 平成30年4月施行の改正介護保険法において、要介護認定者等の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進が掲げられ、本市においても積極的に自立支援型ケアマネジメントの推進に取り組むため、地域包括支援センターの体制を強化し、医師・リハビリテーション専門職等を助言者として自立支援型ケアマネジメント検討会議を実施しています。
- 周知に関しては、地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、センター活動の理解と利用促進に取組んでいます。

進捗状況に対する評価と課題

事業実施基準については、ほぼ全ての地域包括支援センターが基準を満たし、順調に運営されています。引き続き、地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた支援、指導を行うことを通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。

タイトル：(3) 地域における見守り施策の推進（孤立防止を含めた取組み）

第7期における具体的な取組

「見守り相談室」では、地域団体をはじめ多様な人々が、見守り活動の重要性について理解を深めることができる機会を設けるとともに、区が地域の実情に応じて配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーターなどとの連携を密にすることにより、地域における見守りネットワークのさらなる強化につなげます。

- 孤立死リスクの高い世帯等をより効果的に支援につなげるため、CSWによる対応及び体制を強化します。

徘徊認知症高齢者等への対応については、警察との連携を強化し、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための仕組みづくりに取り組みます。

進捗状況

- CSW の配置 24 区合計 98 名

- 事業実績(2019年3月末時点)

地域への要援護者名簿提供状況

全地域数	提供地域数	提供率
333地域	332地域	99.7%

孤立世帯等への専門的対応

相談対応	アウトリーチ	ケース会議
134,578回	15,712回	2,370回

徘徊認知症高齢者等の行方不明事案への対応

利用登録者	協力者	行方不明時メール配信
2,285人	5,151件	364件

進捗状況に対する評価と課題

- 地域ごとに行われている見守り活動のさらなる活発化を進めることにより、住民による要援護者の発見や生活状況の把握が進み、災害時の安否確認にも活用できる重要な情報となることから、CSWによる地域の見守り活動への支援をさらに充実させる必要がある。
- 地域の見守りが活発になるほど、地域に埋もれている支援が必要な世帯等の掘り起しが進み、アウトリーチの必要性がいっそう高まることから、CSWによる専門的支援の充実に引き続き取り組む必要がある。

タイトル：(4)複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

第7期における具体的な取組

モデル事業における効果検証を行ったうえで、各区に対して必要な機能と実施に向けた選択肢を示すなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざし、取組みを進めます。

進捗状況

平成29年度・30年度において、規模の異なる3区（福島区・東淀川区・平野区）において、モデル事業を実施し、分野横断的な連携のしくみづくりに向けた取組みを行いました。

【モデル事業実績】

相談受付件数	総合的な支援調整の場 (つながる場)開催件数	スーパーバイザー 派遣件数
318件	149件	249件

モデル事業の検証の結果、「つながる場」を開催した149件では、スーパーバイザーの助言などにより、支援が円滑に進み、課題解決につながる効果が見られました。また、モデル事業の取組みを通じ、相談支援機関・区職員等の顔の見える関係が構築されるとともに、それぞれのスキルの向上が図られるという効果も見られました。

これらの検証結果を踏まえ、令和元年度からは、モデル事業の取組みを全区に展開し、「つながる場」のしくみを各区で整備するとともに、区の実情に応じて、相談支援機関等の連携の促進に向けた取組みを実施し、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。

進捗状況に対する評価と課題

- 令和元年度より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区において実施しており、各区の実情に応じた取組みを着実に進めています。
- 全区展開初年度であり、取組みが低調な区もあるが、研修会の開催や好事例の共有などにより、市全域において事業の水準を高めていく対応を行う予定です。
- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。平成29年6月2日公布）の附則では、公布後3年（令和2年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、今後、国の動向等を注視する必要があります。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

ア 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

第7期における具体的な取組

- ・社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。
- ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症強化型を含む地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどの日ごろの活動を通じて、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図ります。
- ・スマートフォン等で利用できる認知症アプリを開発・運用し、認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行います。

進捗状況

- ・平成30年度では、認知症サポーターを20,041人、キャラバン・メイトを228人養成しました。その結果、本市における平成30年度末の認知症サポーターは200,145人となっています。
- ・認知症強化型地域包括支援センター等では、関係機関と連携のうえ、認知症への理解を深めるための普及啓発活動を進めています。
- ・平成30年3月よりスマートフォン等で利用できる「認知症アプリ」をリリースし、認知症の相談窓口の周知や認知症に関する正しい知識の普及・啓発により、市民自らの認知症予防の取組みや、認知症の早期発見・早期対応を支援しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・認知症サポーター数は20万人を超えており、認知症への理解が広まっているところであるが、引き続き養成に努めるとともに、認知症サポーターの方の地域活動を促進できるよう取組みを強化していく必要がある。
- ・認知症アプリについて、さらに登録者数の増加につながるよう、様々な機会を通じて周知を行っていく。

(1)認知症の方への支援

タイトル：

イ 認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

第7期における具体的な取組

○ 早期診断・早期対応のための体制整備

- かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を一層推進します。
- 各区における認知症支援の拠点として2017(平成29)年度から設置している認知症強化型地域包括支援センターの活動を推進します。
- 認知症疾患医療センターについては、地域型3か所、連携型3か所を運営していますが、今後は、地域の中で担うべき機能を明らかにしたうえで、必要に応じて整備を図っていきます。
- 認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人に対して、必要な医療や介護サービスの導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

○ 行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等への適切な対応

- 認知症の人の行動・心理症状や身体合併症等への対応を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図る観点から、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。
- 入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護職員が認知症への対応に必要な知識・技能を習得することができるよう、看護職員に対する認知症対応力向上研修を一層推進します。

○ 認知症の人の生活を支える介護の提供

- 良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保するため、認知症介護の理念、知識及び技術を習得するための「認知症介護実践者研修」、事業所内のケアチームの指導者役となるための「認知症介護実践リーダー研修」、研修の企画立案・講師役等となるための「認知症介護指導者養成研修」というステップアップの研修体系により研修を実施し、さらなる受講者数の増加に取り組みます。
- 認知症介護に携わる可能性のあるすべての介護職員等が、認知症介護に最低限必要な知識・技能を習得するための「認知症介護基礎研修」を実施します。

○ 医療・介護等の有機的な連携の推進

- 2016(平成28)年度から全区に配置している認知症地域支援推進員について、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等の活動を一層推進します。

進捗状況

○医療従事者等の認知症対応力向上研修

- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修…107人
- ・歯科医師認知症対応力向上研修…101人
- ・薬剤師認知症対応力向上研修…154人
- ・看護職員認知症対応力向上研修…98人
- ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修…291人(集合型)、また平成30年度から医療機関実施型として9病院 計406人

○認知症サポート医養成…33人

○介護従事者向け研修

- ・認知症介護実践者研修…304人
- ・認知症介護実践リーダー研修…54人
- ・認知症介護基礎研修…217人
- ・認知症介護指導者養成研修…5人

○平成28年度から全区にて認知症初期集中支援チームを展開しており、平成30年度では、1412件の支援件数があった。

また、認知症地域支援推進員として、支援困難症例 495人の相談件数があった。

○平成29年度から全区に設置している認知症強化型地域包括支援センターにおいては、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実を図り、地域の中で孤立している認知症高齢者を発見し、支援につなげ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう取り組んでいる。

○認知症疾患医療センターについて、地域型3か所、連携型3か所を設置しており、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応等を行っている。なお、令和元年度からは地域型認知症疾患医療センターに日常生活支援機能を付与し、診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、相談支援機能の強化を図っている。

進捗状況に対する評価と課題

- ・認知症の早期発見、早期対応、医療の提供等のため、引き続きかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員等に対する研修を実施する。
- ・認知症の人がそれぞれの状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、引き続き介護従事者に対する研修を実施する。
- ・認知症初期集中支援チームについては、より早期発見、早期対応につながるよう、各チームの周知啓発に努めるとともに、認知症強化型地域包括支援センターと連携のうえ地域分析を進め、支援対象者の把握に努める。
- ・認知症疾患医療センターについては、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、引き続き必要な機能の充実に努める。

(1)認知症の方への支援

タイトル：

ウ 若年性認知症施策の強化

第7期における具体的な取組

- ・若年性認知症の人については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きい、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に行っています。
- ・2016(平成28)年度から全区に配置している認知症地域支援推進員が、若年性認知症の相談窓口として、若年性認知症の人とその家族からの相談に応じ、関係機関と連携して必要な支援を行っています。
- ・認知症地域支援推進員の活動を充実させるとともに、若年性認知症の早期診断・早期対応につなげるため、若年性認知症についての普及啓発に取り組みます。

進捗状況

- ・平成28年度から認知症初期集中支援チームに認知症地域支援推進員を配置し、若年性認知症の相談窓口の明確化を図るとともに、就労等を含めた伴走型の継続的な支援が行えるよう相談支援体制の充実を図っている。平成30年度は、若年性認知症の相談件数として350人の相談があった。
- ・また、平成30年度からは若年性認知症の早期発見、早期対応に向け、大阪府と共に、産業医や企業等の人事・労務担当者等を対象とした「若年性認知症啓発セミナー」を開催している。

進捗状況に対する評価と課題

- ・若年性認知症の人は症状の進行が早く、医療、福祉、就労をはじめ家族への支援等の総合的な支援が求められるなど、非常に高い専門性が求められる傾向が強いため、これら専門性の高い支援に対応できる人材を養成していくことが必要。
- ・若年性コーディネーターを配置している大阪府とも連携し、引き続き若年性認知症についての普及啓発に取り組む。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

工 認知症の人の介護者への支援

第7期における具体的な取組

- ・介護者の急病等の突発的な事情により認知症高齢者の介護が困難となった場合に介護施設等で一時的に受け入れる緊急ショートステイ事業を実施します。
- ・認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置・運営を支援します。

進捗状況

- ・認知症の人を介護するご家族の負担を軽減するため、介護者の入院等、突発的な事由により在宅生活が一時的に困難となった方を福祉施設で受け入れ、介護サービスを提供する認知症高齢者緊急ショートステイ事業を平成27年9月から実施し、平成30年度は51人の認知症の人を延べ610日受け入れました。
- ・また認知症地域支援推進員において、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るために、区内の認知症カフェに対して側面的な支援を行っている。令和元年10月現在、136か所の認知症カフェ等を本市ホームページで掲載している。

進捗状況に対する評価と課題

- ・認知症高齢者緊急ショートステイ事業については、認知症の人のご家族の介護負担を軽減するため、令和元年度より一部要件を緩和するなど充実に努めているところである。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

才 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

第7期における具体的な取組

- ・ 行方不明認知症高齢者等の早期発見・早期保護のための見守りネットワーク体制の強化を図ります。
- ・ 警察等に保護されても身元が判明しないケースが増加していることから、身元不明高齢者対策に取り組みます。
- ・ 社会全体で認知症の人を支える基盤として、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ることにより、認知症高齢者等の生活支援、社会参加支援、見守り体制の充実につながるよう取り組んでいきます。

進捗状況

- ・ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のため、大阪市認知症高齢者等見守りネットワーク事業を実施しており、行方不明時に地域の協力者にメール配信等を行い、早期に発見する仕組みを構築とともに、見守りシールの配布や GPS 機器の貸与などを行っています。

登録者：2,285人 協力者：2,271人（平成30年度末までの累計）

- ・ 平成30年度より、「認知症サポーター地域活動促進事業」を3区にてモデル実施しており、認知症サポーターと支援を必要とする認知症の人や認知症カフェ等をつなぎ、認知症サポーターの地域活動を促進し、認知症の人、家族の地域生活を支援しています。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のため、引き続き見守りネットワーク事業の推進に努めます。
- ・ 認知症サポーターの地域活動については、令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」においても、「全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備」することが掲げられており、国の動向も注視したうえで、認知症サポーターの活動を促進し、認知症の人や家族に身近な地域域における支え合いの枠組みづくりを進め、地域支援体制の強化を図っていく必要があります。

(1) 認知症の方への支援

タイトル： カ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

第7期における具体的な取組

- ・ 国においては、認知症をきたす疾患それぞれの病態解明や行動・心理症状（BPSD）を起こすメカニズムの解明を通じて、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発の推進を図るとともに、研究開発により効果が確認されたものについては、速やかに普及に向けた取組みを行うこととしています。
- ・ 国の動向を踏まえて施策を進めるほか、ICT技術を活用した介護保険データ等の収集・分析など、認知症の予防や早期発見に資するための施策に取り組んでいきます。

進捗状況

- ・ ICT 技術を活用したビッグデータ活用の一環として、大阪市立大学との連携協定に基づき、本市が保有する行政データを活用して、大阪市立大学においてビッグデータ活用における認知機能低下を含む要介護状態の重度化防止及び介護予防のためのビッグデータ分析を行い、現行施策の継続及び充実の必要性が確認されました。

進捗状況に対する評価と課題

- ・ 令和元年 6 月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」では「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされており、認知症予防に資する可能性のある活動を推進するとともに、国において示されたものについては、速やかに普及啓発に努めます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

キ 認知症の人やその家族の視点の重視

第7期における具体的な取組

- ・認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画など、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めていきます。

進捗状況

- ・平成30年2月13日、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から認知症の人やその家族が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を発信するとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組みを進めるため、認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議を開催しました。
- ・また、会議終了後、本市が今後もより一層、認知症対策に力を入れていくということを決意し、内外に発信するため「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を行いました。
- ・令和元年度より、認知症の人の生きがいや居場所づくりを支援するため、「認知症の人がいきいきと暮らし続けるための社会活動推進事業」を実施しており、令和元年7月31日からは、認知症の人の社会活動を推進するための拠点「大阪市認知症の人の社会活動推進センター（愛称：ゆっくりの部屋）」を開設し、認知症の人によるピアサポートや社会活動の支援などを行っています。
- ・令和元年9月6日には、英國屋の協力のもと、大阪市役所において、認知症の人自らが従事する「ゆっくりカフェin英國屋」を開催しました。

進捗状況に対する評価と課題

- ・「大阪市認知症の人の社会活動推進センター（愛称：ゆっくりの部屋）」を中心として、認知症の人の社会活動を推進するための取組みを引き続き実施していきます。

(1) 認知症の方への支援

タイトル：

ク 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供

第7期における具体的な取組

- 相談機能の強化を図りつつ、各区の認知症等高齢者支援ネットワークなどと連携して地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期診断、早期治療に寄与するとともに、利用者の在宅生活移行のための支援プログラムを作成し、家庭、地域への復帰を促進していきます。
- また、地域の保健・医療・福祉・介護関係者等から組織される協議会を開催して取組み内容を共有するとともに、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等の開催により認知症に関する情報を発信します。
- 介護施設では、認知症の専門医療機能と専門介護機能の緊密な連携のもと、前頭側頭型認知症等の困難症例や若年性認知症の人への対応などを行い、新しい認知症介護モデルの構築にも努めています。
- 認知症に係る研究や人材育成については、大阪市立大学との連携を強化し、原因究明や診断・治療法の確立、認知症看護・ケア、ケアマネジメント等の学術的な研究や、新薬の効果分析や安全性の検証など新薬の治験等の臨床研究に取り組みます。
- 臨床研修医や看護実習生等の積極的な受け入れや、研修及び講習の実施に努め、人材育成に取り組みます。

進捗状況

- 平成29年4月から設置された弘済院附属病院内の患者支援部においては、相談機能の強化を図るとともに、平成29年9月より開始された若年性認知症外来において、地域のかかりつけ医や認知症地域支援推進委員等からの紹介患者を受け入れ、本人サポートの会と連携するなど、若年性認知症特有の課題を専門的に支援するよう努めてまいりました。
- 弘済院附属病院では、専門職を対象とした研修を実施するほか、市民を対象とした公開講座等を開催することにより、認知症に関する情報の発信に努めております。また、公開講座についてはこれまで弘済院の敷地内で行っておりましたが、令和元年9月には大阪市内のホールを使用して開催することにより、これまでの約4.5倍の参加があり、より多くの方に認知症について関心を持っていただくことができました。
- また、附属病院と第2特別養護老人ホームが一体となった医療・介護モデルの構築の取り組みを進め、特に前頭側頭葉変性症のケアについては、定期的に外部スーパーバイザーを含む多職種で事例検討を重ね、その成果を学会などに報告するとともに、大阪市認知症医療・介護専門職研修などを通じて情報発信を重ねてきました。
- 弘済院附属病院では、大阪市立大学大学院医学研究科と新薬の治験や様々な臨床研究など、また生活科学研究科においては、アルツハイマー型認知症の非薬物療法などの治療・研究に取り組みました。
- 研修医等の受け入れについては、医学生や臨床研修医、臨床心理士、認知症初期集中支援推進事業にかかるチーム員などの実習を受け入れるとともに、各種研修へ講師を派遣するなど、認知症施策の推進に重要な認知症医療・介護に係る人材育成に積極的に取り組んできました。

進捗状況に対する評価と課題

- ・患者支援部では、患者の入退院支援、相談機能の強化を図るとともに、若年性認知症外来では、認知症の早期診断、早期治療に寄与するよう努めます。
- ・今後も専門職向けの研修や公開講座の開催方法等について、より多くの方に認知症に関する情報の発信を行えるよう検討し、取り組んでいきます。
- ・さらに市民ニーズに応え、地域包括ケアシステムの構築に寄与した医療・介護の提供ができるよう地域のネットワークとの連携を強化し、在宅支援を強化していきます。
- ・研究活動や質の高い医療提供、ならびに本市認知症施策の展開に応じた対応ができるように、長期的視野にたった人材育成を努めます。

(2) 権利擁護施策の推進

タイトル：
ア高齢者虐待防止の取組の充実

第7期における具体的な取組

- ・ 高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。
- ・ 関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」において、虐待情報の共有化を図るとともに、関係機関相互の連携の強化を図ります。
- ・ 各区では、高齢者虐待防止のネットワーク（連携体制）を活用し、身近な地域での高齢者虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みを進めます。
- ・ 地域包括支援センター等においては、介護家族の相談や支援に努めるとともに、介護教室や認知症の家族会の活動等を紹介するなど、養護者の介護負担やストレスの軽減を図る取組みを行います。
- ・ 養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。

※第7期目標（虐待防止等に関する研修参加事業所数）

H30年度 6,005か所

R1年度 6,185か所

R2年度 6,370か所

進捗状況

- ・ 高齢者虐待の防止に関する広報啓発活動については、市民や関係機関等へのリーフレット及び効果的な啓発物品の配布等を行うことにより、どのようなことが虐待にあたるのか、また、通報者の秘密は守られること、通報窓口の周知等を行うほか、地域や関係機関等における研修会等の機会を活用し高齢者虐待に関する講演会を行うなど、さらなる理解の普及に努めています。
- ・ また、本市関係課のほか関係機関や民間団体等が参加する「高齢者虐待防止連絡会議」を市レベル及び区レベルで開催し、高齢者虐待に関する現状や課題を共有することにより、高齢者虐待の防止、早期発見、適切かつ迅速に虐待対応ができるよう、連携協力体制の強化に努めています。
- ・ 高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センター職員が中心となって介護保険サービス導入の支援を行うなど、地域で安心して暮らせる援助を行っています。
- ・ 虐待防止等に関する研修参加事業所数（令和元年9月現在）：6,314か所

進捗状況に対する評価と課題

- 平成 30 年度養護者による高齢者虐待の通報は 1,053 件と、平成 29 年度の 960 件を上回り、毎年増加傾向にあります。しかし、本人の状況の変化にいち早く気付ける立場にある地域からの通報件数はいまだ少ないのが現状です。高齢者虐待の発生予防や早期発見、迅速かつ適切な対応をさらに推進するためには、地域住民・関係機関等における虐待防止への理解の定着及び連携協力が不可欠であることから、引き続き、広報啓発活動や高齢者虐待防止連絡会議の開催を積み重ねることにより、さらなる虐待防止に向けたネットワークの体制の充実、強化を図ります。
- 高齢者の介護にあたる養護者の介護負担軽減を目的に、地域包括支援センターが中心となって在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供などの支援を行うなど、引き続き、地域で安心して暮らせる支援を進めます。
- 養介護施設従事者等による虐待の未然防止につきましては、実地指導や監査、従業者等からの通報等をきっかけとして事業所等による介護の実態を早期に把握し、改善指導に繋げるとともに、介護サービス事業所の従業者等の人権意識や介護技術の向上を目的とした啓発研修等を引き続き実施することにより、介護サービスの質の向上を目指す必要があります。

(2) 権利擁護施策の推進

タイトル：イ 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

第7期における具体的な取組

- ・成年後見制度の利用促進のために、2018(平成30)年度から3か年の予定で「権利擁護の地域連携ネットワーク」を構築します。
- ・今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化します。
- ・「あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)」においては、契約中に状況が変わり、成年後見制度の利用が必要となる人は円滑に制度に移行し、今後新たにあんしんさぽーと事業の利用を必要とされる人が、待機することなく順次、利用・契約できるよう取り組みます。

進捗状況

- ・「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築のため、具体的には大阪市成年後見支援センターを中心とした専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備しました。また、「協議会」には、5つの部会(広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価)を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会(弁護士会・社会福祉士会・司法書士会)を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取組みを進めました。
- ・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討しました。
- ・あんしんさぽーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取組みを進めました。

進捗状況に対する評価と課題

- ・協議会総会を年1回と、5つの部会は年2回ずつ開催しました。各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的に取り組んでいきます。
協議会による「チーム」への具体的な支援として、チーム会議の場に必要に応じて「専門職」を年間42回派遣し、事例検討会議を1回開催しました。さらに専門職派遣の利用を促進するため、相談部会において、周知と利用しやすくするための検討が必要です。また、専門職の助言の精度を上げるため、引き続き派遣される専門職が集う事例検証を行う必要があります。
- ・市民後見人養成講座のオリエンテーションを年3回開催し、平成30年度から基礎講座は市内北部と南部に分けて開催ましたが、講座修了者は22人、うちバンク登録者は20人でした。より多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、効果的な普及啓発を行う必要があります。後見人支援部会においては、養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要です。
- ・あんしんさぽーと事業相談員及び生活支援員向けの成年後見制度研修を年5回実施しました。また、あんしんさぽーと事業相談員との連携により、制度移行が望ましい方と随時面接し78人が制度移行しています。しかし、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多くいます。制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を検討する必要があります。